

旭川市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱

平成 24 年 12 月 4 日制定

(目的)

第 1 条 この要綱は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号。以下「法」という。）の規定による旭川市長（以下「市長」という。）が行う低炭素建築物新築等計画の認定、計画の変更の認定に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(認定基準)

第 2 条 次に掲げる場合は、法第 54 条第 1 項第 2 号の低炭素建築計画に記載された事項が基本方針に照らして適切なものとする。

- (1) 低炭素建築物の新築等をしようとする地域に次に掲げる地域等が定められている場合は、その地域等に適合する場合
 - ア 都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第 5 条第 1 項の緑地保全地域
 - イ 都市緑地法第 12 条第 1 項の特別緑地保全地区
 - ウ 都市緑地法第 34 条第 1 項の緑化地域
 - エ 生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第 3 条第 1 項の生産緑地地区
 - オ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 12 条の 4 第 1 項各号までの計画（地区計画等）
- (2) 低炭素建築物の新築等をしようとする地域に次に掲げる協定が定められている場合は、その協定に適合する場合
 - ア 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「基準法」という。）第 69 号の建築協定
 - イ 都市緑地法第 45 条第 1 項の緑地協定
- (3) 都市計画法第 11 条第 1 項第 2 号に規定する緑地の区域外に低炭素建築物の新築等をする場合

(審査)

第 3 条 法第 54 条第 1 項の認定において、住宅の品質確保の促進に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 5 条第 1 項の登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 15 条第 1 項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付した「低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証（以下「適合証」という。）」が申請書類に添付されていることをもって、当該適合証が法第 54 条第 1 項第 1 号に適合していることを証した認定基準の審査に代える。

2 法第 54 条第 2 項の申出に基準法第 6 条の 3 第 1 項の構造計算適合性判定の対象とな

る構造計算を含む場合において、法第 53 条第 1 項の申請（以下「認定申請」という。）に併せて基準法第 18 条の 2 第 1 項の北海道知事が指定した指定構造計算適合性判定機関が交付した同法第 6 条の 3 第 7 項の適合性判定通知書の写しが添付されていることをもって、当該適合性判定通知書が適合していることを証した構造計算基準の審査に代える。

（認定申請に必要な図書）

第 4 条 法施行規則第 41 条第 1 項の所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 認定申請を代理者で行う場合 当該代理者に委任することを証する書類（第 6 条から第 8 条までの届出又は報告においても同様とする。）
- (2) 第 2 条第 1 号又は第 2 号に該当する場合 その届出等の手続を完了したことを証する通知書等の写し又は届出書等（受付印等のあるもの）の写し

（計画の変更申請）

第 5 条 第 2 条から第 4 条までの規定は、法第 55 条第 1 項の申請（以下「変更認定申請」という。）について準用する。

（取下げ届）

第 6 条 認定申請又は変更認定申請の取下げは、「取下げ届（様式 1）」による。

（取りやめ届）

第 7 条 認定低炭素建築物新築等計画（以下「認定計画」という。）の取りやめは、当該認定通知書及び「取りやめ届（様式 2）」による。

（完了の報告等）

第 8 条 法第 56 条の報告のうち、認定計画による建築工事が完了したときの報告は、「工事完了報告書（様式 3）」による。

2 法第 56 条の報告（第 1 項の報告を除く。）は、「認定低炭素建築物状況報告書（様式 4）」による。

（認定しない旨の通知）

第 9 条 認定申請又は変更認定申請に係る計画の認定をしない場合の通知は、「認定しない旨の通知書（様式 5）」による。

（改善命令）

第 10 条 法第 57 条の改善命令は、「改善命令書（様式 6）」による。

（認定の取消し）

第 11 条 法第 58 条の取消しの通知は、「認定取消し通知書（様式 7）」による。

（その他）

第 12 条 前条までの規定により難しい場合は、別途、市長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 24 年 12 月 4 日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。